

## 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会部会規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、部会について必要な事項を定めることを目的とする。

### (部会の設置)

第2条 協議会に、社協部会と推進部会を設置する。

- 2 社協部会は、新宿区の特別出張所所管区域ごとに設置する。ただし、地域の実情に応じて合同で設置することができる。
- 3 推進部会は、各社協部会の代表委員等による協議体とする。

### (構成等)

第3条 部会の委員は、社協理事・評議員、会員、民生委員・児童委員、町会・自治会関係者、地区協議会関係者、行政関係者、学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から、会長が委嘱する。

- 2 社協部会の委員は、特別出張所ごとに9名以内とする。ただし、第2条第2項ただし書きによる合同設置の場合は12名以内とする。
- 3 推進部会の委員は、18名以内とし、各社協部会の委員1名が参加するものとする。

### (所掌事務)

第4条 部会は、理事会の補助機関とする。

- 2 社協部会は、次に挙げる事項を所掌する。
  - (1) 新宿区社会福祉協議会経営計画（以下、「経営計画」という。）の事業実施を通じて、解決すべき地域課題について協議、提言する。
  - (2) その他、会長が必要と認める事項
- 3 推進部会は、次に挙げる事項を所掌する。
  - (1) 経営計画の進捗状況及び中間の見直しに関すること
  - (2) 次期経営計画に関すること
  - (3) その他、会長が必要と認める事項

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事、評議員及び行政関係者の中から委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間とする。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長・副部会長)

第6条 部会には部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 部会の部会長・副部会長は委員の互選による。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、議長を勤める。

- 2 推進部会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催することができる。
- 3 部会長は、別に定める様式により会議要録を作成するものとする。
- 4 事務局長及び事務局次長は、部会に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を協議会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は協議会事務局が行う。

(報酬等)

第10条 部会の委員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。